

(平成22年9月1日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認秋田地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年12月から平成元年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月から62年3月まで  
② 昭和62年10月から63年3月まで  
③ 昭和63年8月から平成元年4月まで

仕事を辞めた後は、必ず自分で市町村役場に行って、国民健康保険と国民年金の加入手続をした。納付した時期の記憶は無いが、まとまった金額の国民年金保険料の納付書が届いたので、直接、市町村役場で納付したり、家の近くの郵便局で遅れながらも納付した記憶がある。申立期間がすべて未納とされていることに納得がいかないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「納付した時期の記憶は無いが、まとまった金額の国民年金保険料の納付書が届き、納付した記憶がある。」と主張するところ、オンライン記録から、社会保険事務所（当時）では、平成3年1月5日に申立人に係る国民年金保険料の納付書を発行していることが確認でき、当該納付書により、その時点で時効に至らない昭和63年12月から平成元年4月までの保険料を納付することは可能であったことが確認できる。

また、当時、社会保険事務所では、国民年金保険料の未納者に対する過年度納付書の発行は、通常、夏ごろに行っていたとしており、上記の納付書を発行した記録がある時期（平成3年1月5日）に発行することはなかったとしていることから、申立人からの依頼に基づき納付書を発行したことがうかがえ、当該納付書により保険料を納付したと考えることに不自然さはみられない。

一方、申立期間のうち、昭和63年12月から平成元年4月までの期間以外の期間については、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 12 月から平成元年 4 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を昭和22年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から同年10月1日まで

私は、昭和21年2月1日にA株式会社に入社し、22年4月1日に同社B工場に転勤したが、同工場での厚生年金保険の加入記録は22年10月1日からとなっており、6か月間の記録が欠落している。

申立期間は、A株式会社B工場に勤務して給料をもらっていたので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚及びA株式会社B工場の当時の経理担当者の証言から判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（昭和22年4月1日にA株式会社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場における昭和22年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支社における資格取得日に係る記録を平成11年3月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月25日から同年4月1日まで

私は、平成11年3月25日にA株式会社C支社D営業所から同社B支社E営業所に転勤したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。保険料控除が確認できる当時の給与明細書を所持しているので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（平成11年3月25日に同社C支社D営業所から同社B支社E営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する平成11年3月に係る給与明細書の保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A株式会社は資料が無く不明としており、このほかに、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 11 月 16 日から 44 年 4 月 12 日まで  
② 昭和 45 年 11 月 17 日から 46 年 4 月 15 日まで  
③ 昭和 46 年 11 月 23 日から 47 年 4 月 1 日まで  
④ 昭和 49 年 11 月 10 日から 50 年 4 月 16 日まで  
⑤ 昭和 50 年 11 月 12 日から 51 年 3 月 1 日まで  
⑥ 昭和 51 年 11 月 1 日から 52 年 5 月 1 日まで  
⑦ 昭和 56 年 11 月 18 日から 57 年 5 月 1 日まで  
⑧ 昭和 57 年 11 月 1 日から 58 年 4 月 16 日まで  
⑨ 昭和 58 年 11 月 1 日から 59 年 3 月 26 日まで

申立期間①について、私は、父親と一緒に株式会社Aに出稼ぎに行った。

申立期間②及び③については、近所の人と一緒にB株式会社C支店D出張所に出稼ぎに行った。

申立期間④については、E株式会社に出稼ぎに行き、昭和48年は厚生年金保険の加入記録があるのに、翌年の申立期間④は記録が無い。

申立期間⑤及び⑥については、F株式会社に出稼ぎに行ったが、昭和51年3月の1か月しか厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間⑦から⑨までについては、G株式会社に出稼ぎに行った。

申立期間①から⑨までについては、雇用保険の加入記録があり、厚生年金保険もセットで加入していたと思うので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の記録から、申立人は、株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が一緒に出稼ぎに行ったとするその父親についても、株式会社Aにおける厚生年金保険の記録は無く、父親は、申立期間①について国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

また、株式会社Aでは、「申立期間①当時の資料は保管されていないため、出稼ぎ労働者についての厚生年金保険の取扱いは確認できない。」と回答しているところ、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間①において資格を取得した 33 人の中で、その被保険者期間等からみて出稼ぎ労働者であることがうかがえる者の加入はみられない。

さらに、上記の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

2 申立期間②及び③について、雇用保険の記録から、申立人は、B株式会社C支店に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、B株式会社には出稼ぎ労働者として勤務したと述べているところ、同社の当時の課長代理は、「出稼ぎ労働者については、雇用保険に加入させていたが、厚生年金保険には加入させていなかった。」と証言している。

また、B株式会社本社及び同社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間②及び③において、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い上、当該期間中に資格を取得した 142 人の中で、その被保険者期間等からみて出稼ぎ労働者であることがうかがえる者の加入もみられない。

さらに、申立人が一緒に出稼ぎに行ったと記憶する同僚については、申立期間②において、別事業所での厚生年金保険及び雇用保険の加入記録が確認でき、申立期間③においては、雇用保険の加入記録が確認できるが、厚生年金保険の記録は無い。

3 申立期間④について、申立人は、「昭和 48 年と 49 年（申立期間④）の 2 回、同じ条件でE株式会社に出稼ぎに行った。48 年は厚生年金保険の加入記録があるが、49 年の記録が無いのはおかしい。」と主張するところ、雇用保険の記録から、申立人は、49 年に同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、E株式会社では、「当時は、年金手帳を持参した出稼ぎ労働者だけを厚生年金保険に加入させていたので、人によっては加入した年としなかった年があった。」と回答しているところ、同社における厚生年金保険の加入記録が複数回ある 5 人は、いずれも雇用保険の加入記録が確認できるが、厚生年金保険については、加入している年と加

入していない年があることが確認できる。

また、申立人が申立期間④と一緒に出稼ぎに行ったと記憶する同僚についても、E株式会社における厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、E株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間④において申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

- 4 申立期間⑤及び⑥について、申立人は、「F株式会社に出稼ぎに行った期間のうち、昭和51年3月1日から同年4月20日までの厚生年金保険の加入記録はあるが、50年11月12日から継続して勤務していた。また、その翌年の申立期間⑥も出稼ぎに行った。」と主張するところ、雇用保険の記録から、申立人は、申立期間⑤及び⑥において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、F株式会社の当時の庶務担当者は、「出稼ぎ労働者は、雇用保険には加入させていたが厚生年金保険には加入させていなかった。出稼ぎ期間中の一部期間に厚生年金保険の加入記録があるのであれば、その期間は正社員として取り扱われたことが考えられる。」と証言している。

また、F株式会社において、当初、出稼ぎ労働者として従事し、その後、営業も担当する正社員となった者は、「当時は、春先に急に仕事を辞める者がいたので、欠員補充のため急きょ正社員に採用される出稼ぎ労働者もいた。」と証言している。

さらに、F株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間⑤及び⑥において、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

- 5 申立期間⑦から⑨までについて、雇用保険の記録から、申立人は、G株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、G株式会社の当時の部長は、「出稼ぎ労働者は雇用保険には加入させていたが、厚生年金保険には加入させていなかった。」と証言している。

また、G株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間⑦から⑨までにおいて、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い上、当該期間中に資格を取得した40人の中で、その被保険者期間等からみて出稼ぎ労働者であることがうかがえる者の加入は見当たらない。

さらに、申立人が一緒に出稼ぎに行ったと記憶する同僚は、「G株式会社には、国民健康保険証を持って出稼ぎに行った記憶がある。厚生年金保険には加入していなかった。」と証言しているところ、この同僚も



同社における厚生年金保険の加入記録は無い。

- 6 このほか、申立期間①から⑨までについて、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 8 月から 39 年 8 月まで  
② 昭和 40 年 2 月から 41 年 11 月まで  
③ 昭和 43 年 2 月から同年 8 月まで

私は、申立期間①について、A市町村のB株式会社に勤務していた。  
また、申立期間②及び③については、C株式会社の準社員として現場で勤務していた。

厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「年金事務所の記録では、B株式会社に勤務した期間は、昭和 39 年 9 月 1 日から 40 年 2 月 1 日までとされているが、私が勤務した期間は、東京オリンピックが開催される前の 37 年 8 月から 39 年 8 月までの期間であり、記録が相違している。」と主張している。

しかしながら、B株式会社が保管する申立人の社会保険加入台帳の記録及びD健康保険組合が保管するB株式会社における申立人の健康保険組合の記録は、厚生年金保険の加入記録と一致していることが確認できる。

また、申立人が一緒に勤務したと記憶する同僚は、「私は、B株式会社に昭和 38 年から 40 年までの 2 年間勤務した。申立人と一緒に勤務したのは東京オリンピックの開催期間中であり、申立人は、私よりも後に入社し先に退社した。」と証言している。

さらに、申立人は、申立期間①において国民年金に加入し、昭和 37 年 8 月から 38 年 3 月までの期間は、国民年金保険料の申請免除の承認を受け、38 年 4 月から 39 年 8 月までの期間は、国民年金保険料を納付

していることが確認できる。

- 2 申立期間②のうちの昭和41年7月15日から同年12月11日までの期間及び③のうちの43年3月10日から同年9月25日までの期間について、雇用保険の記録から、申立人は、C株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間②のうちの昭和40年5月15日から同年12月20日までの期間及び41年4月26日から同年7月10日までの期間は、雇用保険の記録から、申立人は、C株式会社とは別の事業所に勤務していることが確認できる。

また、申立人は、「C株式会社では、準社員であった。」と述べているところ、C株式会社では、「正社員は本社において採用し、厚生年金保険に加入させていたが、準社員は現地事業所において採用し、雇用保険には加入させていたが、厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間②について国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

- 3 このほか、申立期間①から③までについて、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。